

スマートフォンを保有していない高齢者向けの 機器購入費用等助成事業の実施について

高齢者がスマートフォン（以下「スマホ」といいます。）を活用して、必要な情報の入手や様々な手続が行えるよう、スマホを所有していない等の高齢者に対して、購入費用等を助成します。

1 助成対象者

以下の全ての条件を満たす人

- (1) 令和 8 年 3 月 31 日時点で満 65 歳以上の人
- (2) 購入日時点で港区内に住居登録がある人
- (3) 事業の実施期間中に、区内の指定店舗（※1）において、自ら使用する目的で初めてスマホを購入（※2）し、通信契約を行った人
 - ※1：東京都が通信キャリアと協定を締結し、対応可能な販売店舗をリストアップする予定です（現時点では未定です）。
 - ※2：ガラパゴス携帯（ガラケー）や NFC 認証機能（スマホを近づけるだけで通信ができる機能）のない古い OS（ios15 以下又は Android8 以下の OS）のスマホから機種変更契約を行う人も対象です。
- (4) 区内の指定店舗において、購入から助成金の申請までを購入日当日中（原則）に実施した人
- (5) 指定店舗が実施するスマホ教室等において、基本操作等の講座を受講した人
- (6) 購入するスマホに「東京都公式アプリ」の登録及び「東京都 LINE 公式アカウント」の友だち追加を行った人
- (7) 購入するスマホに「みなトク P A Y アプリ」を登録した人

2 実施期間（申請期間）

令和 7 年 10 月 31 日（金）～令和 8 年 3 月 31 日（火）

3 助成金額

一人あたり 30,000 円を上限とします。

※ 助成金の交付は、1 人につき 1 台まで、かつ 1 回限りとします。

4 助成対象経費

以下の全ての総額と前述3の上限額を比較し、より低い金額を助成します。

(1) データ通信契約をしたスマホ本体購入費

(2) 充電器購入費

(3) 契約事務手数料、アカウント設定料、データ移行手数料、その他手数料

※ 店頭割引やクーポン等がある場合は、適用後の総額となります。

5 事業規模

10,000千円

6 特定財源

東京都の高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金（補助率10／10）を活用します。

7 今後のスケジュール（予定）

令和7年 9月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案の提出）
10月中旬	事業の周知
10月31日	事業開始（申請受付の開始）
令和8年 3月31日	事業終了（申請受付の終了）